



放置自転車はやめましょう

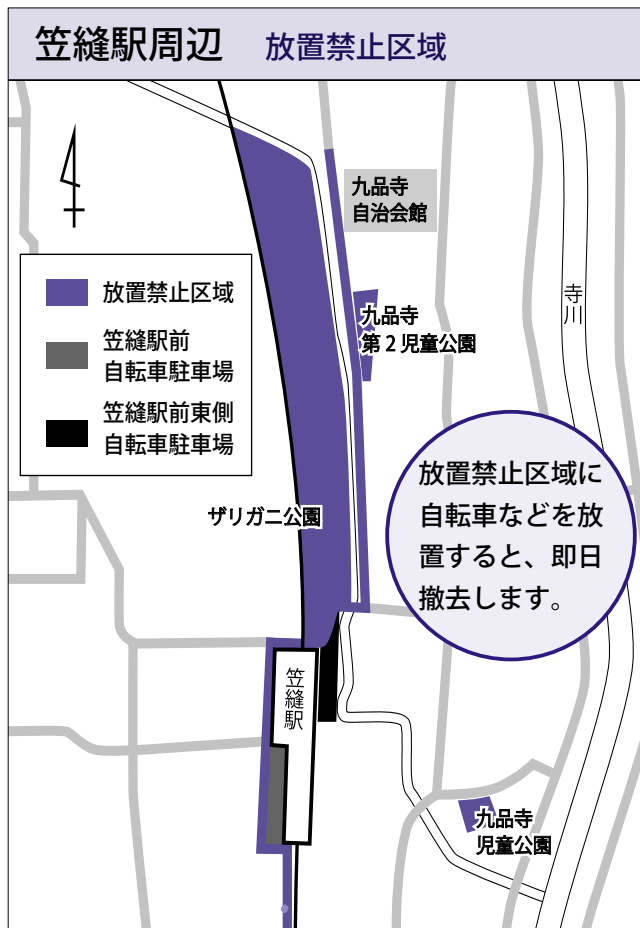
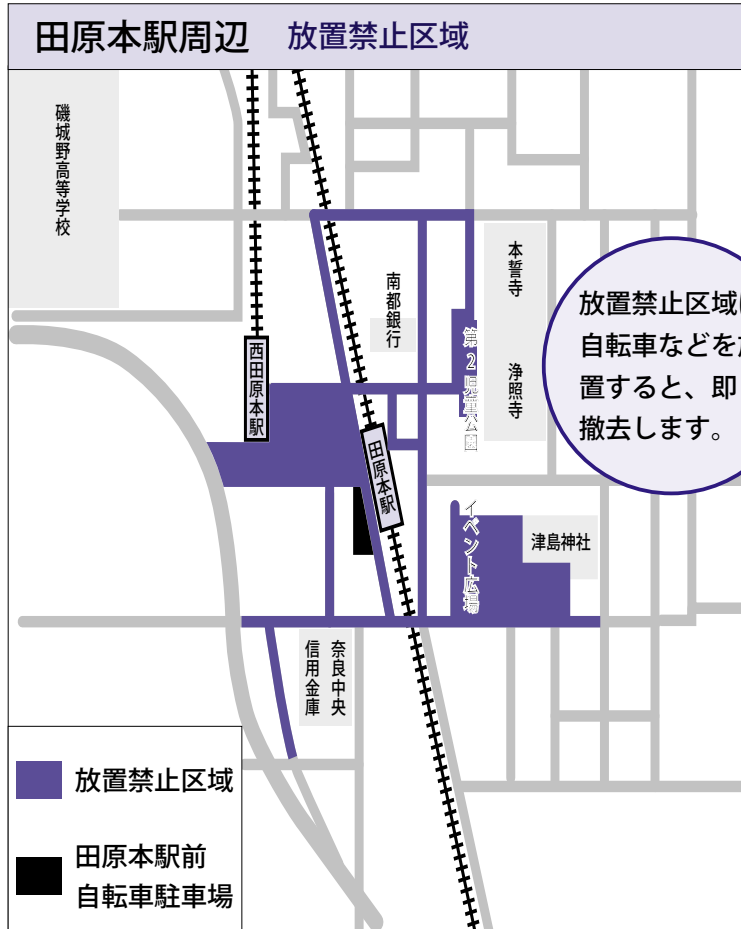
放置禁止区域内の自転車などは即日撤去します

田原本町自転車等の放置防止に関する条例の規定により、田原本駅周辺・笠縫駅周辺の放置禁止区域内の放置自転車・原動機付自転車を警告なしに撤去します。また、放置禁止区域外の放置自転車なども、警告後一定の期間において撤去します。フェンスなどにチェーン錠などで

固定してある場合は、チェーン錠を切断して撤去します。チェーン錠などの損害の責任は一切負いませんので、ご了承ください。

自転車などの引取方法

自転車などを引き取る場合は、次のものを持って土木管理課へお越し



- ① 自転車などの鍵
  - ② 利用者などであることを確認できる書類（運転免許証など）
  - ③ 印鑑
  - ④ 撤去費用・保管費用
- ▼撤去費用
- ・自転車……………1000円
  - ・原動機付自転車……………2000円
- ▼保管費用（撤去した旨の告示日か

- から15日以降のみ）
- ・自転車……………1000円
  - ・原動機付自転車……………2000円
- 自転車などの保管期間**
- 自転車などは、告示日から3カ月間保管します。その後、公売または廃棄処分となります。告示日から6カ月が過ぎると、売却代金は町に帰属することになります。